

## 庁内資料特化型生成AIサービス利用契約書

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1 サービス名 | 庁内資料特化型生成AIサービス           |
| 2 利用料   | 金 円<br>(うち消費税及び地方消費税額金 円) |
| 3 利用期間  | 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで    |
| 4 契約保証金 | 金 円 (又は 免除)               |

岩手県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、乙が甲に提供する「庁内資料特化型生成AIサービス」利用に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙「庁内資料特化型生成AIサービス仕様書」に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を、上記利用料及び利用期間をもって甲に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第1条の2 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（サービス完了報告及び完了確認）

第2条 乙は、サービスを完了したときは、1ヶ月ごとに「庁内資料特化型生成AIサービス提供完了報告書」（様式第1号）を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、サービスの実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

（利用料の請求等）

第3条 乙は、第2条に定める甲の確認によりサービスが適正に提供されたと認められたとき、利用料を1ヶ月ごとに「庁内資料特化型生成AIサービス利用料請求書」（様式第2号）により請求するものとする。

2 前項の規定により乙が甲に請求することができる利用料の額は、別紙「庁内資料特化型生成AIサービス利用料内訳書」により算定する。

3 甲は、第1項に規定する請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（違約金）

第4条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、利用料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

（遅延利息）

第5条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、利用料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払日までの日数に応じ、支払い遅延した利用料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 乙がサービスを実施することができなくなったとき。
- (2) 乙が第2条第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (3) 乙が不正の手段により利用料の支払を受けたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙がその他この契約に違反したとき。

2 前項第2号から第5号の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

**【契約保証金を免除した場合】**

2 前項第2号から第5号の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、利用料の支払いがあった後においても適用するものとする。

(暴力団等の通報)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(契約解除に伴う特例)

第8条 第6条第1項第1号の規定により、この契約が解除された場合において、サービスの一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引渡しを受けることができる。

(利用料の返還)

第9条 乙は、第6条第1項第2号から第5号の規定により、この契約が解除された場合において、既に利用料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、利用料を返還するものとする。

(延滞金)

第10条 乙は、前条の規定により利用料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額に付き年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約から生じる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、

甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

（秘密の保持）

第12条 乙は、当該サービスの実施によって知り得た甲のいかなる業務上の事柄も、第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

（書類の整備）

第13条 乙は、サービスに係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

（協議）

第14条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 （住所又は所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

## 庁内資料特化型生成 AI サービス利用料内訳書

## 1 利用料請求の時期及び金額

| 項目          | 期間       | 金額 |
|-------------|----------|----|
| 初期費用及び月額利用料 | 令和7年10月分 | 円  |
| 月額利用料       | 令和7年11月分 | 円  |
|             | 令和7年12月分 | 円  |
|             | 令和8年1月分  | 円  |
|             | 令和8年2月分  | 円  |
|             | 令和8年3月分  | 円  |
| 合計          |          | 円  |

※ 上記金額には、消費税額及び地方消費税額を含む。

様式第1号

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住 所

受託者

### 庁内資料特化型生成 AI サービス提供完了報告書

このことについて、庁内資料特化型生成 AI サービス利用仕様書に従い、下記のサービスを以下の期間提供したので報告します。

#### 記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 業 務 内 容 | 庁内資料特化型生成 AI サービスの提供 |
| 2 提 供 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日        |

様式第2号

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住 所

受託者

**庁内資料特化型生成 AI サービス利用料請求書**

庁内資料特化型生成 AI サービス利用契約書に従って実施したサービス提供の利用料を次のとおり請求します。

|                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 請 求 金 額 ①                | 円                   |
| 委 託 料 総 額 ②              | 円                   |
| 前 回 ま で の 受 領 額 ③        | 円                   |
| 差 引 残 高<br>(② - (① + ③)) | 円                   |
| 振 込 先 銀 行 名              | 銀行 店 預金<br>(口座番号: ) |

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう運用管理者等を監督しなければならない。

4 運用管理者等は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

### (個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

### (保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において運用管理者等が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、(※①甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した②甲から引き渡された③乙自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①甲に返還し、又は引き渡す②甲に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

- 2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対

して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報)の安全管理措置)

第 17 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 16 までの規定は、(※①個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報②個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 121 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報③個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 123 条第 1 項に規定する匿名加工情報)を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 18 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第 19 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 20 乙は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 21 乙は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しては

ならない。

- 注1 特記事項中の（※）の箇所については、業務の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。
- 2 特記事項に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常本契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、本契約において契約事項として措置されてない場合には、特記事項を契約解除の要件、損害賠償の対象に加える等の措置をする必要がある。
- 3 業務の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。